

## 就労継続支援 B 型の総量規制の現状について

令和 7 年 7 月 25 日  
障がい福祉課

## 1 経緯等

- 障がい者の就労継続支援 B 型事業所に係る総量規制（西部）については、令和 4 年 4 月から、指定申請にあたり、市町村は、事業者から事業計画の提出、協議を受け、「地域のニーズに沿った適切なサービス提供」、「適切な事業所運営の実現性」等の視点から事業計画を評価した意見書を添付し、県は市町村の意見を尊重し、それらの実現性が低いと判断される場合には、指定を行わないとする扱とした。
- 令和 4 年に、この取扱下での申請相談があり、米子市が意見書を作成したが、結果的に事業所が正式申請を行われなかった。その際、米子市や鳥取県自立支援協議会など関係者から、質を評価する指標がない中、市町村が意見書を作成することは難しいとの意見があった。
- こうした声を踏まえ、鳥取県自立支援協議会にも諮った上で、県として質を評価する一定の指標を作成する方向で一致し、鳥取県自立支援協議会において複数回議論を重ね、委員からご意見をいただき、令和 5 年 10 月に評価指標をとりまとめ、市町村意見書作成の際に活用いただくため、市町村等に通知した。（質の評価を重視する現在の取扱いをより実効性を高めるもの）

## 2 令和 6 年度の申請状況 ※評価指標を作成して以降、初めての指定申請案件

以下の 1 件について、就労継続支援 B 型の事業所の開設新規の申請があり、西部総合事務所において、指定申請書と合わせて提出された米子市の意見書及び米子市の評価指標の確認等を経て、令和 6 年 11 月に指定を行った。

- 事業所：就労継続支援 B 型
- 主な業務：パソコン関係業務
- 定員：20 名

## 【指定の判断】

- 西部総合事務所において、指定申請書と合わせて提出された米子市の意見書及び米子市の評価指標の結果を確認。
- 米子市意見書は、地域とのつながりや、障がいの程度や特性等のマッチングや支援員の十分な配慮と支援力の必要等について課題として意見があったものの、新規開設にあたり、当該法人の適格性及び事業計画における事業実施体制について評価。
- 西部総合事務所では、米子市が課題として指摘した点について、審査の一貫として、事業者への聞き取りにより確認し、その結果、法人は指摘課題について、今後前向きに改善できるよう対応することを確認。
- さらに、米子市の評価指標の判定は、基準点以上である。
- この結果、法令等も満たしていることから、指定申請を承認。

## 3 就労継続支援 B 型事業所のサービスの質の確保に向けた実地指導の実施状況（令和 6 年度）

## (1) 総量規制の実施に伴う実地指導等の強化について

西部圏域における就労継続支援 B 型の取扱い（総量規制）と並行して、開設して間もない事業所等のサービスの質の確保のため、通常の実地指導に加え、事業計画調査を随時実施。

## (2) B 型事業所における実地指導の指導方針について

【指導体制】局の調査予定を市町村に連絡し、可能な限り市町村も同行。

【調査項目】主に以下の点について聞き取りを実施。

- ・利用定員（の充足率）、利用者の確保に関すること
- ・工賃の支払、賃金の向上に関すること（就労事業の維持・拡充に関すること）
- ・支援体制の充実、一般就労に向けた取組、虐待の防止に関すること

## (3) 実施結果

西部圏域において、令和 6 年度は 4 事業所の実地指導を実施。主な概要は以下のとおり。

## 【利用者確保】

- ・養護学校の実習の受け入れ等で、利用に繋げている。
- ・日中一時支援等の受け入れを行い、日中一時支援の卒業後に、就労 B の選択肢として考えてもらえるよう取り組んでいる。
- ・HP やフェイスブックなどで情報発信を行っている。（県外からの移住者が HP を見て利用を決定された）

**【工賃向上等】**

- ・製品の卸先を拡大しようと務めている。
- ・自主製品の値上げ等で調整している。
- ・工賃向上のために受託業務を増加するよう営業する予定。
- ・今後、白ネギ生産の拡大（生産する土地を広げることで、生産量を確保）

**【支援体制等】**

- ・作業班ごとに職員を配置し、支援の充実に努めている。
- ・高齢化率が高く、今後の見通しが不安定。
- ・職員定着のため、所長などが個人面談を定期的実施し、フォローを行っている。

**【一般就労に向けた取組】**

- ・5年後を目途に1名という目標を設定して取り組んでいる。
- ・一般就労を見据えた訓練を日頃から行っており、製品の移動販売も利用者が積極的に行っている。
- ・一般就労に向けて、障がいの特性に応じて、作業が行えるように作業の分担になるようにしている。実際の作業を通じて、一般的なマナーの習得や、作業レベルの向上を目指している。

**【改善を必要とする内容】**

- ・運営規程の虐待防止に関する一部表記の誤りがある。

**【その他】**

- ・作業の難易度等で割り振るのではなく、利用者の自立性を重視し、選択式で業務に取り組める体制を整えている。
- ・利用がすべての作業を行えるように、自作の道具で工夫され、誰もが働きやすい環境を整えている。
- ・施設外就労も1時間ごとに交代するなど、利用者にとって、無理のない体制が整えられており、利用者目線で支援がされている。